

役員・従業員の皆様へ

## 特定個人情報保護法施行にあたり

平成 28 年 1 月より特定個人情報保護法が施行されるにあたり、会社は成りすまし防止の観点から、皆様の本人確認（個人番号確認・身元確認）が義務づけられました。

◆本人確認のための書類の提出方法について

### 1. 個人番号カードのコピーをご提出の場合

個人番号カードの表面と裏面のコピーを提出していただければ、他の書類は必要ありません。

<input type="checkbox"/> 個人番号カードの表面のコピー	<input type="checkbox"/> 個人番号カード裏面のコピー
---	--

### 2. 個人番号カード以外の書類のコピーをご提出の場合

個人番号カード以外の書類のコピーをご提出になる場合は、本人の番号確認書類として、①の中から1点、及び身元確認書類として、②のA欄の写真付き証明書の場合は1点、又はB欄の写真付き証明書以外の場合は2点以上の書類のコピーを提出して下さい。

① 個人番号の確認（提出書類に必ずチェックを入れて下さい。）

<input type="checkbox"/> 通知カード	<input type="checkbox"/> 住民票(番号付)	<input type="checkbox"/> 住民票記載事項証明書(番号付)
--------------------------------	-----------------------------------	--

② 本人の身元確認（A欄・B欄のどちらかで結構ですがB欄の場合は2点必要です。）

≪A欄≫ 写真付き証明書（1点）	≪B欄≫ 写真付き証明書以外（2点）
<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 住民票又は住民票記載事項証明書
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード	<input type="checkbox"/> 各種（加入）健康保険被保険者証等
<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書	<input type="checkbox"/> 国民年金手帳
<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳	<input type="checkbox"/> 健康保険日雇特例被保険者手帳
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合の組合員証
<input type="checkbox"/> 療育手帳	<input type="checkbox"/> 地方公務員共済組合の組合員証
<input type="checkbox"/> 在留カード	<input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済制度の加入者証
<input type="checkbox"/> 特別永住者証明書	<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 写真付き学生証や資格証明書等	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書

◆扶養親族等の方の本人確認書類のご提出について

【扶養親族全員の番号確認と身元確認を行う場合】

給与所得の扶養控除等（異動）申告書に記載される扶養親族の方は、役員・従業員と同様に上記の①及び②の本人確認のための書類のコピーをご提出ください。

【扶養親族全員の番号確認を行う場合】

給与所得の扶養控除等（異動）申告書に記載される扶養親族の方は、上記の①の書類のコピーをご提出ください。

【第3号の被扶養配偶者の番号確認のみ行う場合】

配偶者の方で、当社が加入している健康保険の被扶養者の方は、上記①の番号確認のための書類のコピーをご提出ください。なお、それ以外の父母や子などの扶養親族の方の番号確認書類の提出は必要ございませんが、給与所得の扶養控除等（異動）申告書などの書類作成の確認のため、同封している個人番号台帳のご記入をお願いいたします。

【扶養親族全員の番号確認も身元確認を行わない場合】

給与所得の扶養控除等（異動）申告書に記載される、扶養親族の方については、被扶養配偶者（平成28年以降の加入者を除く）を含め、上記①及び②の関係書類のコピーは必要ございませんが、給与所得の扶養控除等（異動）申告書などの書類作成の確認のため、同封している個人番号台帳のご記入をお願いいたします。